



和歌山市公報

令和5年（2023年）11月1日
第1762号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【告示】

番号		ページ
401	自転車等の移動及び保管	(まちなみ景観課) 2
402	自転車等の移動及び保管	(まちなみ景観課) 3
403	放置自転車の処分	(まちなみ景観課) 4
404	公示送達（令和5年度第2期及び第3期介護保険料督促状）	(介護保険課) 4
405	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定一般相談支援事業者からの事業の廃止の届出	(障害者支援課) 4
406	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定特定相談支援事業者からの事業の廃止の届出	(障害者支援課) 5
407	児童福祉法の規定による指定障害児相談支援事業者からの事業の廃止の届出	(障害者支援課) 5
408	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの事業の廃止の届出	(障害者支援課) 5
409	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害者支援課) 6
410	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定一般相談支援事業者の指定	(障害者支援課) 6
411	公示送達（令和5年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収））	(介護保険課) 7
412	公示送達（令和5年度後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書）	(保険総務課) 7
413	公示送達（令和5年度後期高齢者医療保険料督促状）	(保険総務課) 7
414	道路区域の決定及び供用開始（令和5年告示第349号）の一部改正	(道路管理課) 7
415	道路区域の決定及び供用開始（令和5年告示第351号）の一部改正	(道路管理課) 8
416	道路区域の変更及び供用開始	(道路管理課) 8
417	市道路線の認定	(道路管理課) 9
418	道路区域の決定及び供用開始	(道路管理課) 11
419	公示送達（市県民税普通徴収督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税督促状）	(納税課) 14
420	公示送達（令和4年度国民健康保険料更正通知書並びに令和5年度国民健康保険料更正通知書及び国民健康保険料納入通知書）	(国保年金課) 14
421	公示送達（令和5年度第1期から第3期まで国民健康保険料督促）	(国保年金課) 14
422	児童福祉法の規定による指定障害児相談支援事業者からの事業の廃止の届出	(障害者支援課) 14
423	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの事業の廃止の届出	(障害者支援課) 15
424	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障害者支援課) 15

【公告】

○	国土調査法の規定による地籍調査の結果に基づく地図及び簿冊の閲覧	(地籍調査課) 16
---	---------------------------------	------------

- 変更後の和歌山農業振興地域整備計画の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・（農林水産課） 16
- 和歌山都市計画生産緑地地区の変更案の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課） 16
- 道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（建築指導課） 17
- 道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（建築指導課） 17
- 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課） 17

【 企業局告示 】

- 34 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始・・・・・・・・（企業総務課） 17

【 消防局告示 】

- 1 和歌山市火災予防条例の規定に基づく必要な知識及び技能を有する者の指定（平成13年消防局告示第2号）の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・（予防課） 18

【 告 示 】

和歌山市告示第401号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年10月20日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年10月10日及び同月14日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年10月4日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和5年10月2日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所
 所在地 和歌山市宇治家裏167番1
 電 話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並び

に1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課電話435-1082

(令和5年10月20日揭示済)

和歌山市告示第402号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年10月20日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場及び直川水路敷	令和5年10月3日、同月5日、同月10日、同月11日及び同月13日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 印鑑

(4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話435-1082

(令和5年10月20日揭示済)

和歌山市告示第403号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年10月20日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和5年10月23日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年7月8日	令和5年7月21日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年7月6日	令和5年7月21日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、岡東公園及び城東公園	令和5年7月3日、同月4日、同月5日、同月10日、同月11日、同月12日及び同月14日	令和5年7月21日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和5年10月20日掲示済)

和歌山市告示第404号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年10月20日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期別	種別	備考
令和5年度	第2期 第3期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和5年10月31日に変更する。

(別紙省略)

(令和5年10月20日掲示済)

和歌山市告示第405号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者から同法第51条の25第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第1項第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年10月23日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	廃止年月日
3030123321	相談支援事業所ラブグリーン	和歌山市汐見町2丁目53番地	地域移行支援、地域定着支援	特定なし	一般社団法人クリエイト	和歌山市植松丁61番地	令和5年3月1日	令和5年9月30日

(令和5年10月23日掲示済)

和歌山市告示第406号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者から同法第51条の25第4項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第2項第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年10月23日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	廃止年月日
3030123321	相談支援事業所ラブグリーン	和歌山市汐見町2丁目53番地	計画相談支援	特定無し	一般社団法人クリエイト	和歌山市植松丁61番地	令和5年3月1日	令和5年9月30日

(令和5年10月23日掲示済)

和歌山市告示第407号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者から同法第24条の32第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第24条の37第1項第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年10月23日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	廃止年月日
3070101211	相談支援事業所ラブグリーン	和歌山市汐見町2丁目53番地	障害児相談支援	特定無し	一般社団法人クリエイト	和歌山市植松丁61番地	令和5年3月1日	令和5年9月30日

(令和5年10月23日掲示済)

和歌山市告示第408号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者から同法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年10月23日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	廃止年月日
3010123234	Healing Place デイケアセンター	和歌山市塩屋5丁目5番3号	自立訓練（生活訓練）	知的障害者、精神障害者	一般社団法人和歌山ダルク	和歌山市塩屋5丁目5番3号	令和元年11月1日	令和5年9月30日
301010	紀三井寺苑	和歌山市紀三井寺	同行援護	身体、障害児	社会福祉法人 紀	和歌山市紀三井寺56	平成23年10月1日（同行援護）	令和5年9月

0539		560-2			三福社会	0-2		30日
3010101511	ケアセンター おたっしや倶楽部わかやま 訪問介護事業所	和歌山市 楠見中2 40-49	居宅介護、 重度訪問介護、 同行援護、 行動援護	特定なし	和歌山高齢者生活協同組合	和歌山市直川565-7	平成18年10月1日（居宅介護・ 重度訪問介護）平成23年11月1日（同行援護）平成27年4月1日（行動援護）	令和5年9月30日

（令和5年10月23日揭示済）

和歌山市告示第409号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年10月23日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010124323	デイサービスセンターまんぼう	和歌山市加納145番地3	共生型生活介護	特定なし	株式会社南斗	和歌山市加納145番地3	令和5年10月1日	令和11年9月30日
3010124315	てんまりてんてん	和歌山市西浜1407	共生型生活介護	特定なし	ベストコンダクター合同会社	和歌山市木ノ本687-22	令和5年10月1日	令和11年9月30日
3010124299	ヘルパーステーションナチュレ	和歌山市北新金屋丁76-8	居宅介護	特定なし	ライフカンパニー株式会社	和歌山市北新金屋丁76-8	令和5年10月1日	令和11年9月30日
3010124281	ヘルパーステーションしろ	和歌山市園部265 サニーホワイト6 205号室	居宅介護	特定なし	合同会社とりたん	大阪府阪南市桃の木台3丁目2-62	令和5年10月1日	令和11年9月30日

（令和5年10月23日揭示済）

和歌山市告示第410号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年10月23日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3030123339	相談支援事業所すまーと	和歌山市岩橋1087-12	地域移行支援 地域定着支援	特定なし	合同会社サピユイエ	和歌山市岩橋1087-12	令和5年10月1日	令和11年9月30日

（令和5年10月23日揭示済）

和歌山市告示第411号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年10月23日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和5年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和5年度第3期及び4期の納期は令和5年11月2日に変更する。

（別紙省略）

（令和5年10月23日揭示済）

和歌山市告示第412号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年10月24日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別
令和5年度	後期高齢者医療保険料

（別紙省略）

（令和5年10月24日揭示済）

和歌山市告示第413号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年10月24日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和5年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和5年11月10日に変更する。

（別紙省略）

（令和5年10月24日揭示済）

和歌山市告示第414号

道路区域の決定及び供用開始（令和5年告示第349号）の一部を次のように改正する。

令和5年10月26日

和歌山市長 尾花正啓

表34-215の項中「34-215」を「22-358」に改める。

(令和5年10月26日揭示済)

和歌山市告示第415号

道路線区域変更及び供用開始（令和5年告示第351号）の一部を次のように改正する。

令和5年10月26日

和歌山市長 尾花正啓

表を次のように改める。

整理番号	旧新別	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
26-325	旧	西脇325号線	和歌山市西庄507番6地先 和歌山市西庄507番3地先	64.1	6.00
	新	西脇325号線	和歌山市西庄507番6地先 和歌山市西庄508番2地先	111.3	6.00
31-163	旧	有功163号線	和歌山市六十谷1189番7地先 和歌山市六十谷1189番31地先	78.0	4.20
	新	有功163号線	和歌山市六十谷1189番7地先 和歌山市六十谷1188番7地先	176.5	4.00 ～ 6.20

(令和5年10月26日揭示済)

和歌山市告示第416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和5年10月26日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和5年10月26日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長 (m)	幅員 (m)
23-1	粟大谷線	和歌山市粟157番2地先 ～ 和歌山市粟157番5地先	旧	16.5	3.10 ～ 3.20
			新	16.5	4.50 ～ 4.70
23-66	楠見66号線	和歌山市大谷509番3地先 ～ 和歌山市大谷509番3地先	旧	36.0	2.40 ～ 3.00
			新	36.0	4.05 ～ 4.15
24-93	西和佐93号線	和歌山市岩橋1298番4地先 ～ 和歌山市岩橋1298番9地先	旧	11.0	4.60 ～ 5.30
			新	11.0	7.00 ～

					7.20
25 -3 8	岡崎38号 線	和歌山市森小手穂1381番2地先 ～ 和歌山市森小手穂1381番6地先	旧	102.6	4.10 ～ 4.50
			新	102.6	6.00
38 -1 9	雑賀19号 線	和歌山市西浜2丁目331番8地先 ～ 和歌山市西浜2丁目331番8地先	旧	17.0	2.80 ～ 3.40
			新	17.0	4.00
38 -4 7	雑賀47号 線	和歌山市西浜2丁目331番7地先 ～ 和歌山市西浜2丁目331番8地先	旧	26.5	2.30
			新	26.5	5.00

(令和5年10月26日揭示済)

和歌山市告示第417号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように認定する。
その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。
令和5年10月27日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起点 終点	備考
4-90	雄湊90号線	和歌山市西汀丁 和歌山市西汀丁	
22-374	貴志374号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-375	貴志375号線	和歌山市中 和歌山市中	
22-376	貴志376号線	和歌山市中 和歌山市中	
22-377	貴志377号線	和歌山市中 和歌山市中	
22-378	貴志378号線	和歌山市中 和歌山市中	
22-379	藤戸台202号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-380	藤戸台203号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-381	藤戸台204号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-382	藤戸台205号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-383	藤戸台206号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-384	藤戸台207号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	

22-385	藤戸台208号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-386	藤戸台209号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-387	藤戸台210号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-388	藤戸台211号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-389	藤戸台212号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-390	藤戸台213号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-391	藤戸台214号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-392	藤戸台215号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-393	藤戸台216号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-394	藤戸台217号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-395	藤戸台218号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-396	藤戸台219号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-397	藤戸台220号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-398	藤戸台221号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-399	藤戸台222号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
24-168	西和佐168号線	和歌山市岩橋 和歌山市岩橋	
25-166	岡崎166号線	和歌山市西 和歌山市西	
25-167	岡崎167号線	和歌山市西 和歌山市西	
27-104	和佐104号線	和歌山市禰宜 和歌山市禰宜	
38-164	雑賀164号線	和歌山市関戸4丁目 和歌山市関戸4丁目	
38-165	雑賀165号線	和歌山市関戸4丁目 和歌山市関戸4丁目	
38-166	雑賀166号線	和歌山市関戸4丁目 和歌山市関戸4丁目	
38-167	雑賀167号線	和歌山市関戸4丁目	

		和歌山市関戸4丁目	
38-168	雑賀168号線	和歌山市関戸4丁目 和歌山市関戸4丁目	
38-169	雑賀169号線	和歌山市関戸4丁目 和歌山市関戸4丁目	
38-170	雑賀170号線	和歌山市関戸4丁目 和歌山市関戸4丁目	
38-171	雑賀171号線	和歌山市関戸4丁目 和歌山市関戸4丁目	
41-222	名草222号線	和歌山市内原 和歌山市内原	

(令和5年10月27日揭示済)

和歌山市告示第418号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように決定し、令和5年10月27日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和5年10月27日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起点 ～ 終点	延長 (m)	幅員 (m)
4-90	雄湊90号線	和歌山市西汀丁3番地先 ～ 和歌山市西汀丁12番地先	58.0	6.00
22-374	貴志374号線	和歌山市栄谷366番8地先 ～ 和歌山市栄谷366番7地先	50.6	6.00
22-375	貴志375号線	和歌山市栄谷639番47地先 ～ 和歌山市栄谷639番46地先	35.4	6.00
22-376	貴志376号線	和歌山市中639番42地先 ～ 和歌山市中639番21地先	109.0	6.00
22-377	貴志377号線	和歌山市中639番40地先 ～ 和歌山市中639番13地先	220.0	6.00
22-378	貴志378号線	和歌山市中639番27地先 ～ 和歌山市中639番22地先	67.0	6.00
22-379	藤戸台202号線	和歌山市栄谷1100番45地先 ～ 和歌山市栄谷977番10地先	226.8	12.00
22-380	藤戸台203号線	和歌山市栄谷1100番53地先 ～	280.4	8.00

		和歌山市栄谷1100番14地先		
22-381	藤戸台20 4号線	和歌山市栄谷1100番47地先 ～ 和歌山市栄谷1100番47地先	17.0	4.00
22-382	藤戸台20 5号線	和歌山市栄谷1100番44地先 ～ 和歌山市栄谷977番9地先	202.1	6.00
22-383	藤戸台20 6号線	和歌山市栄谷1100番67地先 ～ 和歌山市栄谷1100番68地先	29.5	6.00
22-384	藤戸台20 7号線	和歌山市栄谷1100番43地先 ～ 和歌山市栄谷1100番173地先	202.1	6.00
22-385	藤戸台20 8号線	和歌山市栄谷1100番114地先 ～ 和歌山市栄谷1100番116地先	29.5	2.50
22-386	藤戸台20 9号線	和歌山市栄谷1100番41地先 ～ 和歌山市栄谷1100番123地先	71.7	6.00
22-387	藤戸台21 0号線	和歌山市栄谷1100番40地先 ～ 和歌山市栄谷1100番35地先	65.0	6.00
22-388	藤戸台21 1号線	和歌山市栄谷1100番138地先 ～ 和歌山市栄谷1100番134番地先	65.2	4.00 ～ 6.00
22-389	藤戸台21 2号線	和歌山市栄谷1100番34地先 ～ 和歌山市栄谷1100番151地先	159.6	6.00
22-390	藤戸台21 3号線	和歌山市栄谷1100番146地先 ～ 和歌山市栄谷1100番146地先	17.1	4.00
22-391	藤戸台21 4号線	和歌山市栄谷1100番26地先 ～ 和歌山市栄谷1100番26地先	15.8	4.00
22-392	藤戸台21 5号線	和歌山市栄谷977番10地先 ～ 和歌山市栄谷977番10地先	14.6	2.50
22-393	藤戸台21 6号線	和歌山市栄谷1100番54地先 ～ 和歌山市栄谷1100番83地先	29.0	6.00
22-394	藤戸台21 7号線	和歌山市栄谷1100番84地先 ～ 和歌山市栄谷1100番94地先	31.5	2.50
22-395	藤戸台21 8号線	和歌山市栄谷1100番107地先 ～ 和歌山市栄谷1100番98地先	126.4	6.00

22- 396	藤戸台21 9号線	和歌山市栄谷1100番101地先 ～ 和歌山市栄谷1100番96地先	24.8	6.00
22- 397	藤戸台22 0号線	和歌山市栄谷1100番155地先 ～ 和歌山市栄谷1100番160地先	98.4	6.00
22- 398	藤戸台22 1号線	和歌山市栄谷1100番152地先 ～ 和歌山市栄谷1100番154地先	23.0	2.50
22- 399	藤戸台22 2号線	和歌山市栄谷977番10地先 ～ 和歌山市栄谷1100番34地先	439.6	13.00 ～ 15.00
24- 168	西和佐16 8号線	和歌山市岩橋1298番4地先 ～ 和歌山市岩橋1298番8地先	33.6	6.00
25- 166	岡崎166 号線	和歌山市西832番10地先 ～ 和歌山市西832番18地先	98.7	6.00
25- 167	岡崎167 号線	和歌山市西832番8地先 ～ 和歌山市西832番8地先	16.3	2.00
27- 104	和佐104 号線	和歌山市禰宜954番5地先 ～ 和歌山市禰宜954番7地先	47.0	6.00
38- 164	雑賀164 号線	和歌山市関戸4丁目773番52地先 ～ 和歌山市関戸4丁目773番12地先	35.5	4.20
38- 165	雑賀165 号線	和歌山市関戸4丁目773番14地先 ～ 和歌山市関戸4丁目773番16地先	78.0	4.20
38- 166	雑賀166 号線	和歌山市関戸4丁目773番13地先 ～ 和歌山市関戸4丁目773番74地先	237.0	7.50 ～ 9.00
38- 167	雑賀167 号線	和歌山市関戸4丁目773番48地先 ～ 和歌山市関戸4丁目773番42地先	126.5	6.00
38- 168	雑賀168 号線	和歌山市関戸4丁目773番27地先 ～ 和歌山市関戸4丁目773番28地先	135.6	6.00
38- 169	雑賀169 号線	和歌山市関戸4丁目773番80地先 ～ 和歌山市関戸4丁目773番107地先	72.8	6.00
38-1 70	雑賀170 号線	和歌山市関戸4丁目773番76地先 ～ 和歌山市関戸4丁目773番29地先	95.0	4.20
38- 71	雑賀171	和歌山市関戸4丁目773番15地先		

171	号線	～ 和歌山市関戸4丁目773番105地先	20.0	4.20
41- 222	名草222 号線	和歌山市内原713番4地先 ～ 和歌山市内原713番8地先	86.0	6.00

(令和5年10月27日揭示済)

和歌山市告示第419号

市県民税普通徴収督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税（種別割）督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年10月31日

和歌山市長 尾花正啓

(登載省略)

(令和5年10月31日揭示済)

和歌山市告示第420号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年10月31日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和4年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和5年11月24日に変更する。
令和5年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和5年11月24日に変更する。
令和5年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和5年11月24日に変更する。

(令和5年10月31日揭示済)

和歌山市告示第421号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年11月1日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期(月)別	種別	備考
令和5年度	第1期 第2期 第3期	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和5年11月13日に変更する。

(別紙省略)

(令和5年11月1日揭示済)

和歌山市告示第422号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者から第21条

の5の20第4項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月1日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	廃止年月日
3050100852	こどもの階段	和歌山市つつじが丘1丁目9番地2	児童発達支援、放課後等デイサービス	株式会社ステアーズ	和歌山市つつじが丘1丁目9番地2	平成29年4月1日（児童発達支援）、平成30年4月1日（放課後等デイサービス）	令和5年10月31日

（令和5年11月1日掲示済）

和歌山市告示第423号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者から同法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月1日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	廃止年月日
3020123323	だいふくののうち	和歌山市西庄775-7	共同生活援助	知的障害者、精神障害者	株式会社エラブミライ	和歌山市栄谷1101番地56	令和3年4月1日	令和5年10月31日
3010120933	ヘルパーステーション 北斗星	和歌山市松江東4丁目12番32号	居宅介護、重度訪問介護	特定なし	合同会社 北斗星	和歌山市松江東4丁目12番32号	平成23年1月1日	令和5年10月31日

（令和5年11月1日掲示済）

和歌山市告示第424号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成15年規則第11号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月1日

和歌山市長 尾花正啓

氏名	診療科目	診断する障害の種類	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
藤木貴顕	整形外科	肢体不自由	済生会和歌山病院	和歌山市十二番丁45番地	令和5年1月1日
松下 愛	眼科	視覚障害	和歌山県立医科大学 附属病院	和歌山市紀三井寺811番地1	令和5年1月1日
矢本利一	脳神経外科	肢体不自由	和歌山県立医科大学 附属病院	和歌山市紀三井寺811番地1	令和5年1月1日
田中牧子	整形外科	肢体不自由	医療法人一穂会 武用整形外科	和歌山市鳴神1005番地	令和5年1月1日
辻 修平	循環器内科	心臓機能障害	日本赤十字社和歌山医療センター	和歌山市小松原通4丁目21番地	令和5年1月1日

（令和5年11月1日掲示済）

【 公 告 】

和歌山市北出島・南出島の各一部地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和5年10月23日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図原図案及び地籍簿案
- 2 閲覧期間 令和5年10月23日から同年11月13日まで（21日間）
- 3 閲覧場所 北出島・有家西集会所（和歌山市北出島142番地12）及び和歌山市役所地籍調査課（和歌山市七番丁11-1アラスカビル2階）
- 4 閲覧の結果、誤りがあると認める場合は、閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。
- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6 閲覧は、北出島・有家西集会所においては令和5年10月23日から同月30日までの間（同月29日を除く。）、9時30分から16時まで行うこととする。和歌山市役所地籍調査課においては令和5年10月31日から同年11月13日までの間（同年11月3日から同月5日及び同月11日から同月12日を除く。）、9時から17時まで行うこととする。

（令和5年10月23日揭示済）

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により和歌山農業振興地域整備計画を令和5年10月25日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の和歌山農業振興地域整備計画を和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課において縦覧に供する。

令和5年10月25日

和歌山市長 尾花正啓

（令和5年10月25日揭示済）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了日までに、和歌山市に意見書を提出することができる。

令和5年10月25日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画生産緑地地区の変更
- 2 都市計画を定める土地の区域
追加する部分
和歌山市西浜字下新堤内ノ坪、西浜字下川向ノ坪、太田字老人島、出水字四反長、西庄字外浜 の各一部
削除する部分
和歌山市有家字瀬見田、有家字西田 の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課
- 4 縦覧期間

令和5年10月25日（水）から11月8日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

（令和5年10月25日揭示済）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和5年10月25日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和5年10月 23日建指第 2737号	和歌山市弘 西字藪内8 72番2	和歌山市十一番丁10番地 J a mビル 株式会社アクティブマドリード 代表取締役 依岡善明	6.25m×36.47m 5.75m×4.44m 40.91m

（令和5年10月25日揭示済）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和5年10月26日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	道路名	道路の位置	道路の延長及び幅員
令和5年10月23日 第127号	県道三田海南線	和歌山市冬野	延長 1,000m 幅員 20.0～25.0m 総延長 1,000m

（令和5年10月26日揭示済）

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年10月30日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市府中字東畑1011番87、1011番148、弘西字坂本1106番1、1106番2、1106番3、1106番4、1106番5の一部、里道、水路	和歌山市中之島1518番地 中之島801ビル5階 ヤマイチ・ユニハイムエステート株式会社 代表取締役 山田 茂
和歌山市毛見字南池田391番3	和歌山市紀三井寺977番地 山崎文子

（令和5年10月30日揭示済）

【 企 業 局 告 示 】

和歌山市企業局告示第34号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、告示の日から2週間、和歌山市企業局経営管理部営業課において一般の縦覧に供する。

令和5年10月18日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

1 公共下水道の供用開始

(1) 供用を開始すべき年月日

令和5年11月1日

(2) 下水を排除すべき区域

ア 和歌川終末処理場に下水を排除すべき区域

和歌浦西2丁目の一部

イ 中央終末処理場に下水を排除すべき区域

今福4丁目、今福5丁目、西浜、東長町2丁目、松ヶ丘2丁目、西小二里1丁目、吹屋町4丁目、小雑賀、毛見、布引、内原、紀三井寺、三葛の各一部

ウ 北部終末処理場に下水を排除すべき区域

加太、榎原、松江、梅原、西庄、古屋、松江東4丁目、木ノ本、西庄、松江中1丁目の各一部

(3) 供用を開始しようとする排水施設の位置

前号表示の区域内

(4) 供用を開始しようとする排水施設

分流式 和歌浦西2丁目、今福4丁目、今福5丁目、西浜、東長町2丁目、松ヶ丘2丁目、西小二里1丁目、毛見、布引、内原、紀三井寺、三葛、加太、榎原、松江、梅原、西庄、古屋、松江東4丁目、木ノ本、西庄、松江中1丁目の各一部

合流式 吹屋町4丁目、小雑賀の各一部

2 終末処理場による下水の処理の開始

(1) 下水の処理を開始すべき年月日

令和5年11月1日

(2) 下水を処理すべき区域

前項第2号で下水を排除すべき区域とした表示の区域

(3) 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称

ア 和歌山市塩屋5丁目3番41号 和歌川終末処理場

イ 和歌山市三葛510番地の1 中央終末処理場

ウ 和歌山市本脇653番地の2 北部終末処理場

(令和5年10月18日揭示済)

【 消 防 局 告 示 】

和歌山市消防局告示第1号

和歌山市火災予防条例の規定に基づく必要な知識及び技能を有する者の指定（平成13年消防局告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年11月1日

和歌山市消防長 吉野 楠 哉

第1項第1号ア中「財団法人日本石油燃焼機器保守協会」を「一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会」に改める。

第2項第3号中「社団法人日本内燃力発電設備協会」を「一般社団法人日本内燃力発電設備協会」に改め、同項第4号中「社団法人日本蓄電池工業会」を「一般社団法人電池工業会」に改め、同項第5号中「社団法人全日本ネオン協会」を「公益社団法人日本サイン協会」に改める。

第3項中「財団法人日本石油燃焼機器保守協会」を「一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会」に改める。

附 則

1 この告示は、令和5年11月1日から施行する。

2 この告示の施行の日前に社団法人全日本ネオン協会又は公益社団法人全日本ネオン協会が行うネオン工事技術者試験に合格した者（ネオン工事技術者）は、この告示による改正後の第2項に規定する必要な知識及び技能を有する者とする。

（令和5年11月1日揭示済）